

「2026 年度開始横浜市立中学校全員給食用パン類・精米類・牛乳類の調達業務」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「2026 年度開始横浜市立中学校全員給食用パン類・精米類・牛乳類の調達業務」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続等については、公益財団法人よこはま学校食育財団委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務に関する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
 - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (3) 業務実施体制の妥当性・実現性等
 - (4) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (5) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 よこはま学校食育財団 専務理事

副委員長 よこはま学校食育財団 事務局長

委員 横浜市教育委員会事務局 健康教育・食育課担当課長

よこはま学校食育財団 事務長

よこはま学校食育財団 食品安全係長

よこはま学校食育財団 食育推進係長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の6分の5以上の出席をもって成立する。

5 受託候補者の特定（評価の順位付け）は、評価委員会の各委員の評価の合計点が高い者から行う。なお、各ブロックの担当業者については、評価順位が第1位から第3位の受託候補者の中から、物資の安定供給やリスク分散などを踏まえて総合的に決定するものとする。また、評価の合計点（加点項目を除く）が満点の10分の6の得点に達していない場合は受託候補者の特定の対象から除くものとする。

6 委員長は、評価結果を公益財団法人よこはま学校食育財団入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、2024年11月21日から施行する